

ココカラファイン

ココロ、カラダ、ゲンキ。

第9回 定時株主総会 招集ご通知

日時 平成29年6月27日（火曜日）午前11時

場所 東京都大田区下丸子3-1-3
大田区民プラザ「大ホール」

本年は開始時刻、開催場所が変更となっております。
お間違えのないようご注意ください。

目次

第9回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	25
連結監査報告書	28
計算書類	29
監査報告書	32

株主総会参考書類	34
第1号議案 剰余金の処分の件	34
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件	35
第3号議案 監査等委員以外の取締役（社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬の額及び内容決定の件	39

証券コード 3098
平成29年6月6日

株 主 各 位

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番6号
株式会社ココカラファイン
代表取締役社長 塚 本 厚 志

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁に記載の方法により、平成29年6月26日(月曜日)午後5時50分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|------------------------|--|
| 1. 日 時 | 平成29年6月27日（火曜日）午前11時
<u>開始時間が昨年と異なっておりますので、お間違えのないよう
ご注意ください。</u> |
| 2. 場 所 | 東京都大田区下丸子3-1-3
大田区民プラザ 『大ホール』
<u>会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図を
ご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。</u> |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第9期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査
等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第9期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
計算書類報告の件 |
| 決議事項
第1号議案
第2号議案 | 剰余金の処分の件
取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |

第3号議案 監査等委員以外の取締役（社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬の額及び内容決定の件

以上

- ※ 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 以下の事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.cocokarafine.co.jp/ir/stockinfo/annualmeeting.html>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
- ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表
- なお、監査等委員会又は会計監査人が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類は「添付書類」に記載の各書類のほか、当社ホームページに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。
3. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.cocokarafine.co.jp/ir/stockinfo/annualmeeting.html>）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主様における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会ご出席



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

平成29年6月27日
午前11時

郵送



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

平成29年6月26日
午後5時50分到着

インターネット



当社指定の議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

平成29年6月26日
午後5時50分まで

詳細は次ページをご覧ください

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書
株式会社ココカラファイン 御中

株主総会日 ○○年○○月○○日 議決権の取
扱 ○○年○○月○○日

私は上記議決書の発行株主(株主または会社の場合を含む)の議決権に
ついで、右記「賛否」欄に投票し、かつ議決権を行使いたします。
○○年○○月○○日

議案	賛	否
第1号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第2号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第3号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第4号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

議決権の数に1票とさせていただきます。

お 願 い

1. 当日出席による場合は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。インターネットによる投票と併用して議決権を行使いただきます場合は、併用して議決権行使書用紙を提出してください。

2. 議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

3. インターネットにより専用サイト(<http://www.evotep.jp/>)にてインターネットによる議決権行使していただく方法。

4. 第3号議案および第4号議案については、候補者番号の記載がない場合は、議決権行使書用紙の「議決権行使書用紙」に記載の候補者番号をカッコ内にご記入ください。

ログインID
仮パスワード「株主番号0000」

株式会社ココカラファイン

(サンプル)

※ 当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送又はインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

▶ こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1号議案・第3号議案

▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印を

▶ 反対の場合：「否」の欄に○印を

第2号議案

▶ 全員賛成の場合：「賛」の欄に○印を

▶ 全員反対の場合：「否」の欄に○印を

▶ 一部の候補者を：「賛」の欄に○印をご表示のうえ、反対される候補者の番号をカッコ内にご記入ください。

インターネット等による議決権行使のご利用上の注意点

電磁的方法(インターネット等)により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、平成29年6月26日(月曜日)午後5時50分までに行ってください。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送又はインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト(<http://www.evotep.jp/>)にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)
- (2) パソコン、スマートフォン又は携帯電話によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、[下記ヘルプデスクにお問い合わせください](#)。

2 インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト(<http://www.evotep.jp/>)において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス等を防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイ

ト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

3 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォン又は携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主様のご負担となります。

4 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部(ヘルプデスク)

 **0120-173-027** (通話料無料)

受付時間 **9:00~21:00**

機関投資家の皆様へ：議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

以上

(添付書類)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中、各種政策の効果もあり緩やかな景気回復基調で推移いたしました。海外経済の不確実性の高まりや力強さを欠く個人消費等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社が属するドラッグストア業界は、同業各社の積極的な出店や法的規制緩和による競争環境のめまぐるしい変化を受け、異業種を交えた業務・資本提携、M&A等、企業の生き残りをかけた統合・再編の動きが活発化しております。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

① ドラッグストア・調剤事業

当社は、「人々のココロとカラダの健康を追求し、地域社会に貢献する」という経営理念のもと、事業の質的向上のため、グループ全社が一体となって、お客様へのサービスや利便性を徹底的に高めると同時に、高収益体質への変革を推進しております。平成29年3月期は、①積極的な改装による既存店舗の活性化、②顧客特性に応じたマーチャンダイジングの標準化、③ICT活用による更なるお客様の利便性の向上、④モバイル端末活用による店舗作業の効率化、⑤地域の方々の健康増進を支援する「健康サポート薬局」機能の強化を推進してまいりました。特にお客様の利便性を高める取り組みとして、スマートフォン用アプリ「ココカラ公式アプリ」の立ち上げや、カスタマー向けデジタル販売促進媒体の統合により、お客様の更なる利便性向上施策を推進いたしました。また、モバイル端末の導入・活用開始により商品の発注精度向上や店舗作業の時間短縮などが実現し、中長期的な効率経営に向けた取り組みも進捗しております。

春・夏における天候不順や台風による消費低下、一部のインバウンド関連商品の伸び悩み、C型肝炎治療薬の患者数減少等の影響があったものの、主に既存店舗の活性化策によりカバーし、既存店売上高は前連結会計年度比0.8%増となりました。また厳しい消費環境の中、販売促進策の効率運営や各種経費コントロールなど収益化に向けた取り組みを行った結果、第3四半期連結会計期間以降は前年同期比増益に転じ、当連結会計年度の減益幅を縮小することができました。

結果、当連結会計年度の売上高は374,795百万円（前連結会計年度比1.0%増）、営業利益は10,235百万円（同8.6%減）となりました。

（出退店状況）

出退店につきましては、中期経営計画の中で前期と当期は、継続する店舗と撤退する店舗を明確化し経営資源を集中させて、店舗ごとの最適化を推進する時期と位置づけており、ドラッグストア店舗は21店舗純減となりました。また、調剤取り扱い店舗につきましては、新規出店に加えて、積極的なM&Aを行い17店舗の純増（ドラッグストアの調剤併設店舗含む）となりました。新規35店舗を出店（子会社化及び事業譲受した13店舗を含む）、不採算店38店舗を退店し収益改善を図るとともに、67店舗の改装を実施する等店舗の新陳代謝を促進いたしました。結果、当連結会計年度末の当社グループ店舗数は、1,304店舗（前連結会計年度末比3店舗減）となりました。

[国内店舗数の推移]

	平成28年4月1日 期首時点の総店舗数	出店	退店	平成29年3月31日 現在の総店舗数
株式会社ココカラファイン ヘルスケア	1,249	23	38	1,234
株式会社岩崎宏健堂	58	1	0	59
有限会社東邦調剤	0	11	0	11
合計	1,307	35	38	1,304
(内、調剤取扱)	(232)	(19)	(2)	(249)

[国内地域別店舗分布状況（平成29年3月31日現在）]

地域	店舗数	地域	店舗数	地域	店舗数	地域	店舗数
北海道	28	富山県	3	兵庫県	104	福岡県	56
宮城県	3	石川県	1	奈良県	36	佐賀県	2
山形県	1	福井県	2	和歌山県	29	長崎県	18
福島県	3	山梨県	3	鳥取県	14	熊本県	7
茨城県	2	長野県	3	島根県	2	大分県	5
栃木県	7	岐阜県	18	岡山県	9	沖縄県	6
群馬県	1	静岡県	37	広島県	29		
埼玉県	45	愛知県	95	山口県	72		
千葉県	22	三重県	58	徳島県	4		
東京都	241	滋賀県	10	香川県	7		
神奈川県	55	京都府	38	愛媛県	5		
新潟県	66	大阪府	154	高知県	3	合計	1,304

(商品販売状況)

一般用医薬品は高付加価値目薬などが順調に推移しましたが、インバウンドの動向に関連性の高いビタミン剤などが伸び悩み、売上高54,429百万円(前連結会計年度比2.4%減)となりました。調剤は薬価・診療報酬改定の影響による押し下げがあったものの、ジェネリック医薬品の普及や在宅調剤などの取り組みを推進した結果、売上高は48,994百万円(同2.5%減)となりました。化粧品につきましては、高付加価値品の販売強化や新商品の好調などにより、売上高は100,363百万円(同1.1%増)となり、健康食品につきましては、昨年好調だったダイエット商品の反動減などにより、売上高は10,479百万円(同8.3%減)となりました。衛生品はインバウンドの動向に関連性の高い子供用おむつの販売減少により40,996百万円(同3.1%減)、日用雑貨は47,068百万円(同1.6%増)、食品につきましては、店舗改装やレイアウト変更などによる機能強化により、売上高は36,772百万円(同7.2%増)となりました。また卸売につきましては取引先数増加などにより35,689百万円(同13.7%増)となりました。

区分		前連結会計年度 平成28年3月期		当連結会計年度 平成29年3月期		
		金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	前期比(%)
ドラッグ ストア ・調剤事 業	医薬品	105,975	31.2	103,424	30.5	97.6
	一般用医薬品	55,747	16.4	54,429	16.1	97.6
	調剤	50,228	14.8	48,994	14.4	97.5
	化粧品	99,286	29.2	100,363	29.6	101.1
	健康食品	11,431	3.4	10,479	3.1	91.7
	衛生品	42,329	12.5	40,996	12.1	96.9
	日用雑貨	46,329	13.6	47,068	13.9	101.6
	食品	34,294	10.1	36,772	10.8	107.2
	全店計	339,646	100.0	339,105	100.0	99.8
卸売	31,388	—	35,689	—	113.7	
小計	371,034	—	374,795	—	101.0	
介護事業	2,243	—	2,410	—	107.5	
セグメント間消去	△2	—	△1	—	—	
合計	373,275	—	377,203	—	101.1	

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

② 介護事業

当社は、医療・介護に携わる多職種協働により、地域における在宅医療・介護を一体的に提供する「地域におけるヘルスケアネットワーク」の構築を社会的使命と位置づけております。具体的には、訪問看護事業への取り組み強化や、訪問介護事業を展開する株式会社山本サービスの子会社化を行うなど、在宅医療の受け皿としての機能を拡充するとともに、地域での健康セミナー開催を通じた地域コミュニティへの参画により、ヘルスケアネットワークのモデルづくりを一層加速させております。

当連結会計年度におきましては、訪問看護と機能訓練型リハビリデイの複合施設の収益化や本部費用の効率化などにより収益改善を図りましたが、訪問看護事業における先行投資や人件費高騰等の影響をカバーすることができず、当連結会計年度の売上高は2,410百万円（同7.5%増）、セグメント損失（営業損失）は前連結会計年度比8百万円減の79百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の連結業績は、売上高は377,203百万円（前連結会計年度比1.1%増）、営業利益は10,159百万円（同8.6%減）、経常利益は12,507百万円（同7.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は7,037百万円（同1.6%増）となりました。

③ 今後の見通し

平成30年3月期の見通しにつきましては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあり、緩やかな景気回復基調の持続が期待されるものの、海外経済の不確実性の高まりや力強さを欠く個人消費等により、経営環境は依然として厳しい状況で推移することが予想されます。このような状況のもと、中期経営計画（2020年3月期、売上高4,200億円、経常利益220億円）の達成に向け、全社一丸となって更なる“おもてなし”の向上を図ってまいります。中核事業であるドラッグストア・調剤事業においては、以下の施策を推進し、お客様へのサービスや利便性を徹底的に高めると同時に、高収益グループへの変革を着実に推進し、持続的成長を実現させてまいります。

- イ. 食品をはじめとする新たなカテゴリーの導入・品揃え強化により、既存店舗を業態ごとに最適化することでお客様の利便性を高め、付加価値の向上を図ってまいります。
- ロ. 新規出店につきましては33店舗を、退店は18店舗を計画しております。新規出店による各エリアでのドミナント深耕により、更なる経営効率の向上を目指してまいります。
- ハ. 販売促進につきましては、お客様がいつでもどこでも、サービスや商品、情報にアクセスできるココカラ公式アプリやカスタマー向けデジタル販促媒体等の環境づくりを進めてまいりました。今後はこのリアルとバーチャルを統合したプラットフォームをさらに応用・活用するとともに、ココカラクラブカードやココカラ公式アプリ等の顧客基盤拡大とデータ活用により、多様化するニーズへの対応を進めてまいります。
- ニ. 生産性の高いオペレーション構築による効率経営の推進およびサービスの高度化を図ってまいります。
- ホ. 効率と効果を追求し、生産性を改善しながら、健康サポート薬局の実現とかけつけ薬剤師の育成を進めてまいります。
- ヘ. 地域社会への貢献を目指し、健康増進や美容をテーマとする地域密着型イベントへ積極的に参画してまいります。
- (2) 設備投資の状況
当連結会計年度の設備投資は、主として店舗の新設35店、既存店舗の改装などにより、総額6,419百万円となりました。
- (3) 資金調達の状況
当連結会計年度の設備投資に伴う資金調達は、全額自己資金で賄っております。
- (4) 対処すべき課題
国民の健康に対する意識が高まり、「自分自身の健康は自らが守る」というセルフメディケーション時代へと移行しています。ドラッグストア・調剤薬局は、セルフメディケーションの一翼を担う機関としてその機能を高め充実させていくことにより、次世代の医療体制・国民の健康維持に貢献できるものと考えま

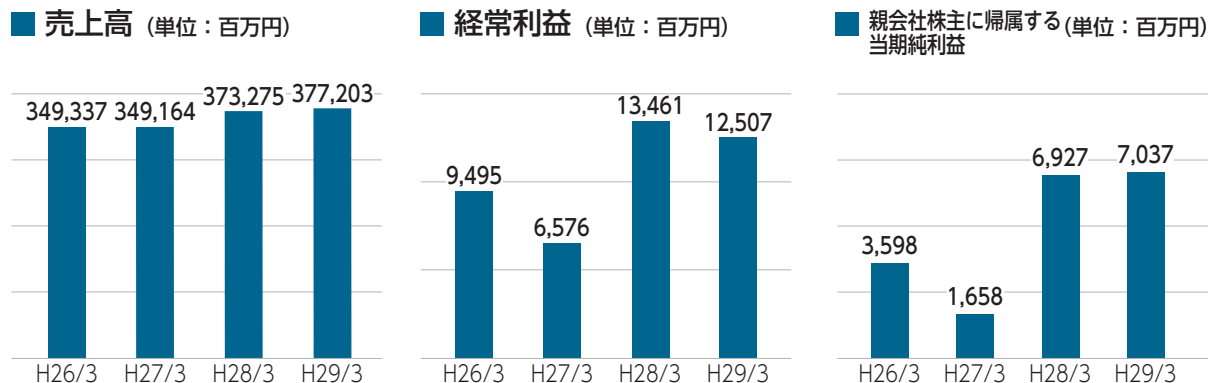
す。当社は、このような社会的期待に応えることが、取り組むべき課題であると考えております。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第6期 〔H25.4.1から H26.3.31まで〕	第7期 〔H26.4.1から H27.3.31まで〕	第8期 〔H27.4.1から H28.3.31まで〕	第9期 〔H28.4.1から H29.3.31まで〕 (当期)
売上高 (百万円)	349,337	349,164	373,275	377,203
営業利益 (百万円)	7,438	4,369	11,119	10,159
経常利益 (百万円)	9,495	6,576	13,461	12,507
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,598	1,658	6,927	7,037
1株当たり当期純利益 (円)	141.46	65.31	279.35	286.80
総資産 (百万円)	139,305	135,610	142,404	146,963
純資産 (百万円)	75,320	75,235	77,955	83,237
1株当たり純資産額 (円)	2,960.96	2,992.97	3,177.06	3,392.37

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

[財産および損益の状況の推移グラフ]



(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ココカラファイン ヘルスケア	95百万円	100%	ドラッグストアならびに調剤を主体とした薬局を営む小売業
株式会社ファインケア	10百万円	100%	介護施設の運営
株式会社岩崎宏健堂	30百万円	100%	ドラッグストアを主体とした薬局を営む小売業
株式会社ココカラファイン アソシエ	10百万円	100%	店舗運営サポート事業 事務サポート事業
株式会社ココカラファイン ソレイユ	10百万円	100%	店舗運営サポート事業 事務サポート事業
株式会社山本サービス	10百万円	100%	介護施設の運営
有限会社東邦調剤	50百万円	100%	調剤を主体とした薬局を営む小売業

- (注) 1. 当社グループ（当社および当社の関係会社）は、当社、子会社9社および関連会社2社により構成されており、医薬品、化粧品、日用雑貨等の店頭販売および薬局の経営を主たる事業としております。
2. 株式会社ココカラファインOECは、平成28年10月1日に株式会社ココカラファイン ヘルスケアに統合しております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社ココカラファイン ヘルスケア	神奈川県横浜市港北区 新横浜三丁目17番6号	53,109百万円	71,974百万円

(7) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社グループは、薬局の経営ならびに医薬品、化粧品、日用雑貨等の販売事業および介護事業を行っております。

(8) 主要な営業所（平成29年3月31日現在）

株式会社ココカラファイン

本 社 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番6号

株式会社ココカラファイン ヘルスケア

本 社 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番6号

直 営 店 1,234店舗

株式会社ファインケア

本 社 埼玉県さいたま市南区文蔵二丁目2番1号

介 護 施 設 25拠点

株式会社岩崎宏健堂

本 社 山口県周南市下一の井手5636-5

直 営 店 59店舗

株式会社ココカラファイン アソシエ

本 社 東京都府中市美好町二丁目12番2号

株式会社ココカラファイン ソレイユ

本 社 東京都府中市美好町二丁目12番2号

株式会社山本サービス

本 社 東京都世田谷区船橋一丁目9番16号

介 護 施 設 1 拠点

有限会社東邦調剤

本 社 東京都国分寺市本町三丁目11番17号ビルドシティプラザ6階

直 営 店 11店舗

(9) 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
6,010名 (6,132名)	90名増 (319名増)

(注) 従業員数は、就業人員であり、()内にパートタイマーおよびアルバイト(1日8時間換算)を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢
231名(33名)	32名減(2名増)	45.3歳

(注) 従業員数は、就業人員であり、()内にパートタイマーおよびアルバイト(1日8時間換算)を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先および借入額（平成29年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	100百万円
株式会社三井住友銀行	100百万円
株式会社みずほ銀行	100百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 100,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 25,472,485株 (自己株式935,736株を含む。)
- (3) 単元株式数 100株
- (4) 当期末株主数 6,835名
- (5) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (管理信託口・79208)	1,683,240株	6.86%
ココカラファイン従業員持株会	1,059,430株	4.32%
セガミ不動産株式会社	861,520株	3.51%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	814,100株	3.32%
石 橋 一 郎	712,600株	2.90%
齊 藤 眞 由 美	702,032株	2.86%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	692,200株	2.82%
第一三共ヘルスケア株式会社	605,017株	2.47%
株式会社三菱東京UFJ銀行	446,848株	1.82%
万 城 目 ひ と み	406,550株	1.66%

(注) 持株比率は自己株式 (935,736株) を控除して計算しております。

- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	塚 本 厚 志	株式会社ココカラファイン ヘルスケア 代表取締役社長 株式会社WINドラッグ 代表取締役社長
取締役副社長	柴 田 透	経営戦略本部長 株式会社ココカラファイン ヘルスケア 取締役 株式会社ファインケア 取締役 株式会社ココカラファイン アソシエ 取締役 株式会社ココカラファイン ソレイユ 取締役 株式会社岩崎宏健堂 取締役 株式会社ココカラファイン ネクスト 取締役
取 締 役	北 山 真	北山法律事務所 代表
取 締 役 (常勤監査等委員)	坂 本 朗	
取 締 役 (監査等委員)	古 松 泰 造	
取 締 役 (監査等委員)	鳥 居 明	鳥居公認会計士事務所 代表

- (注) 1. 当社は、平成28年6月28日開催の第8回定時株主総会の決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行いたしました。これに伴い、常勤監査役 古松 泰造氏、および社外監査役 鳥居 明氏の任期が満了し、同日付でそれぞれ監査等委員である取締役に就任いたしました。
2. 取締役 北山 真氏、監査等委員である取締役 坂本 朗氏および監査等委員である取締役 鳥居 明氏は社外取締役であります。
3. 取締役 北山 真氏、監査等委員である取締役 坂本 朗氏および監査等委員である取締役 鳥居 明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員である取締役 坂本 朗氏は常勤の監査等委員であります。当社は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。
5. 監査等委員である取締役 坂本 朗氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査等委員である取締役 鳥居 明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 取締役 橋爪 薫氏は、平成28年6月28日開催の第8回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により、当社取締役を退任いたしました。
8. 社外監査役 大谷 泰弘氏は、平成28年6月28日開催の第8回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により、監査役を退任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 員	報酬等の額	摘 要
取 締 役 (監査等委員を除く)	4名	94百万円	(うち社外取締役1名 4百万円)
取 締 役 (監 査 等 委 員)	3名	15百万円	(うち社外取締役2名 10百万円)
監 査 役	3名	5百万円	(うち社外監査役2名 1百万円)
合 計	10名	115百万円	

- (注) 1. 上記の取締役および監査役の支給人員については、当事業年度中に退任した取締役1名および監査役1名を含んでおります。
2. 当社は、平成28年6月28日開催の第8回定時株主総会の決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行いたしました。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
該当事項はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	地位	主な活動状況等
北 山 真	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
坂 本 朗	社外取締役 (監査等委員)	平成28年6月28日就任以降に開催された取締役会10回全て、および監査等委員会11回全てに出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った知識・見地から、適宜発言を行っております。
鳥 居 明	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、また監査等委員会設置会社移行前に開催された監査役会2回、および監査等委員会設置会社移行後に開催された監査等委員会11回全てに出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。

- (注) 当社では、取締役会に出席できない社外取締役に対しても、事前の資料配布や審議事項に関する意見聴取により、取締役会での決議・報告事項に関与できる環境を整えています。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金5百万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	30百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務である「デュエリジェンス業務」についての対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査等委員会は、その事実に基づき当該監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の付議議案といたします。

(4) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の内容の概要

① 処分の対象者

新日本有限責任監査法人

② 処分の内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
- ・ 業務改善命令

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および当社子会社は、「倫理綱領」を定め、企業が存立を継続するためには、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、すべての役員および従業員が公平で高い倫理観に基づいて行動し、「良き企業市民」として広く社会から信頼されるよう、以下の体制にて取り組んでまいります。

- イ. 本社社長を委員長とするコンプライアンス・リスクコントロール委員会にてコンプライアンスならびにリスクに関して検討・対処し、重要な事項については本社社長が主宰するグループ経営会議にて重ねて審議することを中心としてコンプライアンスの推進、教育・研修を行います。
- ロ. 本社社長直轄の内部監査室が定期的および随時に実施する内部監査を通じて、会社の業務実施状況の実態を把握し、すべての業務が法令・定款および社内諸規程に準拠して、適正・妥当かつ合理的に行われているか、また会社の制度・組織・諸規程が妥当であるかを公正不偏に調査・検証することにより、会社の財産の保全ならびに経営効率の向上を図り、内部統制システムの構築・改善に努めます。
- ハ. 外部専門機関を通報窓口とする内部通報制度（リスクホットライン）を設け、社内の自浄作用による問題の早期是正を図ります。
また、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済活動や社会の発展を妨げる反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫くとともに、あらゆる関係の排除に努めます。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会、グループ経営会議をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令および文書管理規程等に基づき、その保存媒体に応じて適正かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理いたします。

会社情報の適時開示体制については、東京証券取引所に対して適時開示体制の概要を公表するとともに、「内部情報管理規程」等の規程を制定し、組織的な対応を実施しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社および当社子会社は、様々な損失の危険に対して、危険の大小や発生の可能性に応じ、事前に適正な対応策を準備する等、損失の危険を最小限にすべく組織的な対応をとってまいります。

当社及び当社子会社は、リスク管理体制の重要性を認識し、その基礎としてコンプライアンス・リスク管理規程を定めるとともに、本社社長が主宰するグループ経営会議やコンプライアンス・リスクコントロール委員会において、リスク管理に関する重要事項を審議する等、リスク管理体制の充実を図ってまいります。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社および当社子会社は、会社全体の将来ビジョンと目標を基本としつつ、環境変化に対応して中期経営計画および単年度経営計画を策定いたします。これら経営計画を達成するため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務執行の効率化を図ってまいります。

また、本社社長が主宰するグループ経営会議を設け、取締役会の議論を充実させるべく事前審査を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で、当社の業務の執行および施策の実施等について審議し、意思決定を行ってまいります。取締役の職務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者および責任・執行手続きの詳細について定め、効率的に職務が執行できる体制とします。

- ⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、グループ会社管理規程にて、子会社に対する適正な経営管理を行うための管理体制、および報告事項等を定めております。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべく使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項
当社には、現在、監査等委員会の職務を補助すべき専任の使用人はおりませんが、監査等委員会から求められた場合には、監査等委員会と協議のうえ合理的な範囲で配置することにしております。なお、当該使用人を置いた場合には、その任命・解任・評価・人事異動・賃金の改定について監査等委員会の同意を得ることにより、監査等委員でない取締役からの独立性を確保するものとしたします。
- ⑦ 監査等委員会の職務の執行について生じる費用、または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員の職務の遂行について生じる費用の前払、または償還の手続その他の当該職務について生じる費用または償還の処理については、監査等委員の請求等に従い速やかに処理することとしております。
- ⑧ 監査等委員でない取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する報告体制およびその他の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社及び当社子会社の監査等委員でない取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査等委員会に報告することにしております。
監査等委員会は、取締役会ほか重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、常勤監査等委員がグループ経営会議などの重要な会議に出席し、必要に応じて監査等委員でない取締役または使用人に業務執行状況に関する説明を求めます。また、常勤監査等委員が当社の会計監査人から監査内容について説明を受け、情報の交換を行うなど連携を図っております。

また、内部通報制度による通報情報や不正事故等についても、内部監査室長が社長および常勤監査等委員へ報告することにしております。また、内部通報による通報を理由に通報者に不利益を課してはならないことを社内規程で定めております。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス・リスク管理体制

当社は、コンプライアンス・リスク管理規程に基づき、本社社長を委員長とするコンプライアンス・リスクコントロール委員会を当事業年度において10回開催し、グループ事業のコンプライアンス・リスクに関わる事項について検討対応いたしました。

また、当社は同規程に基づき、内部通報窓口「リスクホットライン」を運用しており、社内への周知及びその活用を図り、コンプライアンス・リスクコントロール委員会にその内容が報告されております。

② グループ会社管理体制

当社は、グループ会社管理規程に基づき、本社社長が主宰するグループ経営会議を当事業年度において13回開催するなどして、当社およびグループ各社のガバナンス強化に努めております。また、内部監査室は監査計画に基づき、子会社に対する監査を実施しております。

③ 取締役の職務執行について

当社は、取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令・定款に則って行動するよう徹底しております。取締役会を当事業年度において13回開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要事項を決定するとともに、業務執行に関する報告を受け、取締役の職務執行の監督を行っております。

④ 監査等委員会の職務の執行について

監査等委員会は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、常勤監査等委員が取締役会やグループ経営会議等の重要な会議へ出席するなどして情報収集に努め、必要がある場合には意見を述べ、また代表取締役、会計監査人ならびに内部監査室との間で定期的な情報交換を行うことで、取締役の職務執行が法令・定款に違反していないか等を確認しております。

7. 株式会社の状況に関するその他の重要な事項

特記すべき事項はありません。

備考

この事業報告に記載の金額は、注記した事項を除き表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	90,803	流 動 負 債	57,287
現金及び預金	13,443	買掛金	41,921
売掛金	18,370	短期借入金	300
たな卸資産	46,233	リース債務	327
繰延税金資産	2,099	未払法人税等	1,672
未収入金	8,645	賞与引当金	1,930
その他の他	2,015	ポイント引当金	2,883
貸倒引当金	△3	その他の他	8,252
固 定 資 産	56,159	固 定 負 債	6,437
有形固定資産	25,730	リース債務	598
建物及び構築物	10,802	退職給付に係る負債	3,770
土地	10,929	その他の他	2,068
リース資産	1,025	負 債 合 計	63,725
その他の他	2,972	純 資 産 の 部	
無形固定資産	3,140	株主資本	83,236
のれん	1,168	資本金	1,000
その他の他	1,971	資本剰余金	34,439
投資その他の資産	27,288	利益剰余金	51,378
差入保証金	8,520	自己株式	△3,581
敷金	12,087	その他の包括利益累計額	1
繰延税金資産	4,489	その他有価証券評価差額金	230
その他の他	2,362	退職給付に係る調整累計額	△229
貸倒引当金	△171	純 資 産 合 計	83,237
資 産 合 計	146,963	負 債 ・ 純 資 産 合 計	146,963

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目		金額	
売上	377,203		
売上原価	280,150		
売上総利益	97,053		
販売費及び一般管理費	86,894		
営業利益	10,159		
営業外収益			
受取利息	71		
受取配当	16		
受取手配料	1,247		
受取手数料	341		
受取家賃	869		
受取贈与	277		
受取他	462		3,286
営業外費用			
支払利息	6		
支払引当金	874		
支払繰入金	19		
支払他	37		937
経常利益			12,507
特別利益			
固定資産売却益	2		
固定資産売却益他	20		
特別損失	0		23
貸倒損失	94		
貸倒損失	1		
貸倒損失	88		
貸倒損失	945		
貸倒損失	13		
貸倒損失	43		
貸倒損失	5		1,192
税金等調整前当期純利益			11,339
法人税	4,268		
法人税	33		4,301
当期純利益			7,037
非支配株主に帰属する当期純利益			-
親会社株主に帰属する当期純利益			7,037

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成28年4月1日期首残高	1,000	34,439	46,181	△3,580	78,040
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,840		△1,840
親会社株主に帰属する当期純利益			7,037		7,037
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△0		0	0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△0	5,197	△0	5,196
平成29年3月31日残高	1,000	34,439	51,378	△3,581	83,236

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
平成28年4月1日期首残高	198	△283	△85	77,955
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△1,840
親会社株主に帰属する当期純利益				7,037
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	32	53	86	86
連結会計年度中の変動額合計	32	53	86	5,282
平成29年3月31日残高	230	△229	1	83,237

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月19日

株式会社ココカラファイン
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渡部 健 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神前 泰洋 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木真紀江 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ココカラファインの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ココカラファイン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	15,391	流動負債	14,267
現金及び預金	9,782	短期借入金	300
前払費用	75	未払入金	245
繰延税金資産	47	リース債務	4
未収入金	1,122	未払費用	159
関係会社預け金	4,200	未払法人税等	36
その他の	163	預り金	13
固定資産	56,583	関係会社預り金	13,393
有形固定資産	68	賞与引当金	103
建物	31	その他の	11
工具、器具及び備品	29	固定負債	256
リース資産	7	リース債務	4
無形固定資産	683	受入保証金	3
商標	19	退職給付引当金	249
ソフトウェア	663	負債合計	14,524
投資その他の資産	55,831	純資産の部	
投資有価証券	162	株主資本	57,448
関係会社株式	55,480	資本金	1,000
長期前払費用	8	資本剰余金	48,076
繰延税金資産	76	資本準備金	250
その他の	106	その他資本剰余金	47,826
貸倒引当金	△2	利益剰余金	11,953
		その他利益剰余金	11,953
		繰越利益剰余金	11,953
		自己株式	△3,581
		評価・換算差額等	1
		その他有価証券評価差額金	1
資産合計	71,974	純資産合計	57,450
		負債・純資産合計	71,974

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目				金 額	
営業	業	收費	益		7,155
営業	業	利	用		3,393
営業	業	外	益		3,761
受取	取	配	当	4	
受取	取	の	家	2	
受取	取	の	費	53	
受取	取	の	用	6	67
支賃	払	の	費	0	
支賃	貸	の	用	53	
支賃	貸	の	他	16	70
経常	常	利	益		3,758
特別	別	損	失		
固定	資	除	却	1	
関係	社	株	式	43	44
税引	前	当	期		3,713
法人	税、	住	民	58	
法人	税、	税	等	△34	23
当	期	純	利		3,689

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
平成28年4月1日期首残高	1,000	250	47,826	48,076	10,103	10,103
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△1,840	△1,840
当期純利益					3,689	3,689
自己株式の取得						
自己株式の処分			△0	△0		
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	-	-	△0	△0	1,849	1,849
平成29年3月31日残高	1,000	250	47,826	48,076	11,953	11,953

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成28年4月1日期首残高	△3,580	55,600	1	1	55,601
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△1,840			△1,840
当期純利益		3,689			3,689
自己株式の取得	△0	△0			△0
自己株式の処分	0	0			0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			0	0	0
事業年度中の変動額合計	△0	1,848	0	0	1,848
平成29年3月31日残高	△3,581	57,448	1	1	57,450

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月19日

株式会社ココカラファイン
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡部 健	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神前 泰洋	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木真紀江	㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ココカラファインの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第9期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月22日

株式会社ココカラファイン 監査等委員会

常勤監査等委員 坂本 朗 ㊟

監 査 等 委 員 古松 泰造 ㊟

監 査 等 委 員 鳥居 明 ㊟

(注) 常勤監査等委員 坂本 朗及び監査等委員 鳥居 明は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元策として安定した配当の継続を最重点におき、合わせて将来の事業展開と経営体質強化のため、内部留保の確保に努めることを利益配分の基本方針としております。安定配当・内部留保の水準等を総合的に勘案して、1株につき35円といたしたいと存じます。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金35円を含め、1株につき70円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき金35円

配当総額 858,786,215円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月28日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会における検討の結果、本議案に関する特段の指摘事項はございませんでした。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

つかもと あつし

1

塚本 厚志

(昭和37年11月4日生)

所有する当社株式の数 32,888 株



再任

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

昭和60年4月 株式会社セイジョー入社

平成8年12月 同社 取締役支店部長

平成11年7月 同社 取締役営業部長

平成13年12月 同社 常務取締役営業本部長

平成14年12月 同社 代表取締役社長

平成18年5月 株式会社W I Nドラッグ代表取締役社長

平成20年4月 当社 代表取締役社長（現任）

平成25年4月 株式会社ココカラファイン ヘルスケア取締役

平成26年5月 株式会社W I Nドラッグ代表取締役社長（現任）

平成28年4月 株式会社ココカラファイン ヘルスケア代表取締役（現任）

〔重要な兼職の状況〕

株式会社ココカラファイン ヘルスケア代表取締役
株式会社W I Nドラッグ代表取締役社長

■ 取締役候補者とした理由

塚本厚志氏は、30年以上にわたり薬局事業、小売事業に関わり、平成20年以来当社の代表取締役社長を務めており、経営者として豊富な経験、実績、見識を有しております。当社の経営の推進とコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

しば た
柴田

とおる
透

(昭和31年6月24日生)

所有する当社株式の数

0株



再任

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 昭和58年4月 花王株式会社入社
 平成2年1月 日本リーバ株式会社(現 ユニリーバ・ジャパン株式会社)入社
 平成5年5月 エスティローダーグループオブカンパニーズ株式会社(現 ELGC株式会社)入社
 オリジンズナチュラルリソース株式会社事業本部長
 平成8年3月 クリニックラボラトリーズ株式会社取締役マーケティング本部長
 平成8年10月 同社 取締役事業本部長
 平成10年3月 同社 常務取締役事業本部長
 平成13年2月 ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社コンシューマーカンパニー代表取締役
 平成26年11月 当社 顧問
 平成27年4月 当社 副社長執行役員経営戦略本部長兼海外事業部長
 株式会社ココカラファイン ヘルスケア取締役(現任)
 株式会社ファインケア取締役(現任)
 株式会社ココカラファインOEC取締役
 株式会社岩崎宏健堂取締役(現任)
 株式会社ココカラファイン ネクスト取締役(現任)
 平成27年6月 当社 取締役副社長 兼 経営戦略本部長(現任)
 平成28年4月 株式会社ココカラファイン アソシエ取締役(現任)
 株式会社ココカラファイン ソレイユ取締役(現任)
 [重要な兼職の状況]
 株式会社ココカラファイン ヘルスケア取締役
 株式会社ファインケア取締役
 株式会社岩崎宏健堂取締役
 株式会社ココカラファイン ネクスト取締役
 株式会社ココカラファイン アソシエ取締役
 株式会社ココカラファイン ソレイユ取締役

■ 取締役候補者とした理由

柴田透氏は、外資系企業での経営の経験があり、その豊富な知見と幅広いネットワークを最大限に活かし、当社グループの更なる経営の高度化の推進に適任であると判断し、取締役候補者としていたしました。



新任

- 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況
- 平成2年4月 株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行）入社
 - 平成10年5月 同行 大阪営業第1部部長代理
 - 平成13年5月 みずほ証券株式会社 アドバイザリー第3部部長代理
 - 平成23年7月 株式会社みずほ銀行 ALCソリューション部次長
 - 平成26年4月 みずほコーポレートアドバイザリー株式会社
（現 株式会社みずほ銀行） 営業本部部長
 - 平成27年11月 同社 マネージングディレクター
 - 平成28年5月 当社 顧問
 - 平成28年6月 当社 常務執行役員経営戦略本部 経営戦略・財務担当
 - 平成29年4月 当社 常務執行役員企画開発担当 兼 経営戦略本部財務部長（現任）
- 〔重要な兼職の状況〕
有限会社古志薬局取締役

■ 取締役候補者とした理由

山本剛氏は、長年にわたり金融機関において企業再編、財務戦略やM&Aのアドバイスに携わるなど豊富な経験・見識を有しております。また、当社常務執行役員として財務戦略、M&Aや店舗開発等実績を挙げております。当社グループの企業価値向上に適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

きた やま

北山

まこと

真

(昭和36年3月11日生)

所有する当社株式の数

390株



再任

社外取締役

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

平成6年4月 弁護士登録

平成15年10月 北山法律事務所開設

平成16年8月 株式会社ライフオート社外監査役

平成18年11月 株式会社アライドハーツ・ホールディングス社外取締役

平成22年10月 当社 社外取締役（現任）

〔重要な兼職の状況〕
北山法律事務所 代表

■ 社外取締役候補者とした理由

北山真氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士資格を有しており、豊富な専門知識と経験により法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。そのことにより、取締役の透明性の向上および監督機能の強化に繋がるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者の北山真氏は社外取締役候補者であります。
なお、当社は北山真氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 北山真氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年9か月であります。
4. 当社は北山真氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金5百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としており、本総会において、北山真氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査等委員以外の取締役（社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬の額及び内容決定の件

監査等委員以外の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対し、新たに業績連動型株式報酬等を付与する制度（以下「本制度」といいます。）を導入いたしたく存じます。

具体的には、新たな株式報酬として、取締役会が定める3から5事業年度の期間を対象期間（以下「対象期間」といいます。当初対象期間は平成30年3月31日に終了する事業年度から平成32年3月31日に終了する事業年度までの3事業年度）とし、当該対象期間中の会社業績等の数値目標の達成率等に応じて、対象取締役に対し、対象期間終了後、当社普通株式等を交付等することにつきご承認いただきたく存じます。なお、上記の当初対象期間終了後も、本株主総会で承認を受けた範囲内で、翌事業年度（平成31年3月31日に終了する事業年度）以降、取締役会が新たに定める3から5事業年度の期間を対象期間として、本制度の継続を当社取締役会において承認する場合があります。

本制度は、平成28年6月28日開催の第8回定時株主総会でご承認いただいております取締役の報酬限度額（年額300百万円以内。監査等委員である取締役を除く。）とは別枠で導入するものです。また、本制度は、平成25年6月26日開催の第5回定時株主総会においてご承認いただきました、取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション年額30百万円以内の報酬枠に代えて導入するものであり、本議案が原案どおり承認可決されることにより、同株式報酬型ストック・オプションの報酬枠は廃止いたします。

なお、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は3名となります。また、監査等委員会における検討の結果、本議案に関する特段の指摘事項はございませんでした。

1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社は、経営理念「人々のココロとカラダの健康を追求し、地域社会に貢献する」の実現に向けて、現在、平成32年3月期を最終期とする中期経営計画の下、全社的な取組みに邁進しております。今般その動きをより加速・強化させるため、対象取締役の報酬と会社業績との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上、企業価値の増大への対象取締役の貢献意欲の増大とともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることのできる本制度の導入が相当である、と考えております。

その場合、前述の株式報酬型ストック・オプション年額30百万円以内の報酬枠を設ける意義が乏しくなりますので、本議案をご承認いただくことにより同報酬枠について廃止することとしたものです。

2. 本制度における報酬等の額および内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対して、対象期間中の会社業績等の目標数値の達成率等に応じて、対象取締役に対し、当社普通株式及び金銭（以下「当社普通株式等」といいます。）を交付および支給（以下「交付等」といいます。）する業績連動型株式報酬制度です。対象取締役への当社普通株式等の交付等は、対象期間終了後に行います。

本制度の対象期間は、原則として、対象取締役が選任された時以降、その時点を含む3事業年度以上有効な当社中期計画の終了時点までの期間として、取締役会が決定します。現在有効な当社中期計画は、第8期（平成28年3月31日に終了する事業年度）から第12期（平成32年3月31日に終了する事業年度）を対象とする5カ年計画であり、今期はその3期目にあたるため、取締役会の決定する当初対象期間は今期から第12期までの3事業年度となります。また、翌事業年度以降に選任された対象取締役に対して本制度を適用する場合は、当社中期計画の1年目であれば以降5事業年度、2年目

であれば以降4事業年度、3年目であれば以降3事業年度が、それぞれ取締役会の決定する対象期間となります。

なお、本制度は対象期間中の会社業績等の目標数値の達成率等に応じて当社普通株式等を交付することになることから、対象期間中、当社の業績が目標数値を下回った場合には、その達成率等に応じて、対象取締役に対して交付される当社普通株式等の数は減少することになります。したがって、本制度の導入時点では、対象取締役に交付する当社普通株式等の数は確定しておりません。

(2) 対象取締役に交付される当社普通株式等の算定方法および上限等

当社は、下記(3)および(4)の定めに従って、対象期間終了後、対象期間中の会社業績等の目標数値の達成率等に応じて決定される交付株式数（以下「交付株式数」といいます。）を基礎として、その50%を当社普通株式として交付（1株未満については切り捨て）し、残りの交付株式数に相当する当社普通株式の時価相当額を現金報酬として支給します。

当社普通株式の交付は、当社が対象取締役に對して金銭報酬債権を付与し、対象取締役が当社による株式の発行または自己株式の処分を引き受けるに際して当該金銭報酬債権を現物出資する方法によります。現物出資に供するための金銭報酬債権の金額は、当社普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利とならない範囲内で取締役会において決定するものとし、上記当社普通株式の時価相当額もこれに準ずるものとしします。

また、当社が、当該対象期間終了後に対象取締役に付与する金銭報酬債権の総合計額は、当該対象期間に対し金240百万円を上限とし、交付する当社普通株式の総数は、当該対象期間に対し2万株を上限とします。ただし、当社の発行済株式の総数が、株式の併合、株式の分割、株式無償割当て等によって増減した場合は、当社普通株式の総数についての上限および対象取締役に対して交付する当社普通株式数は、その比率に応じて合理的に調整されません。

(3) 交付株式数の算定方法

交付株式数は以下の算定式により、2段階で算定されます。

- ① 基準交付株式数(各取締役選任時に決定)
= 各対象取締役の職位、職責により決定される金額÷当社普通株式の各取締役選任時の時価相当額
- ② 交付株式数(対象期間終了後に決定)
= 基準交付株式数×当社会社業績等の目標数値の達成率等に基づく支給割合(33.3%~100%の範囲内)

上記①の各取締役に決定される金額、②の支給割合の決定方法等の詳細は、上記算定式で求められる最大値の範囲内で、別途、当社取締役会により決定されます。

なお、対象期間が同時に終了する複数の本制度に基づく報酬の適用がある対象取締役においては、その交付株式数が合算されることとなります(この場合、付与される金銭報酬債権の総合計額の上限及び交付される普通株式の総数の上限は、複数の対象期間ごとの上限が合算されたものの範囲内となります)。

(4) 対象取締役に対する当社普通株式等の交付要件

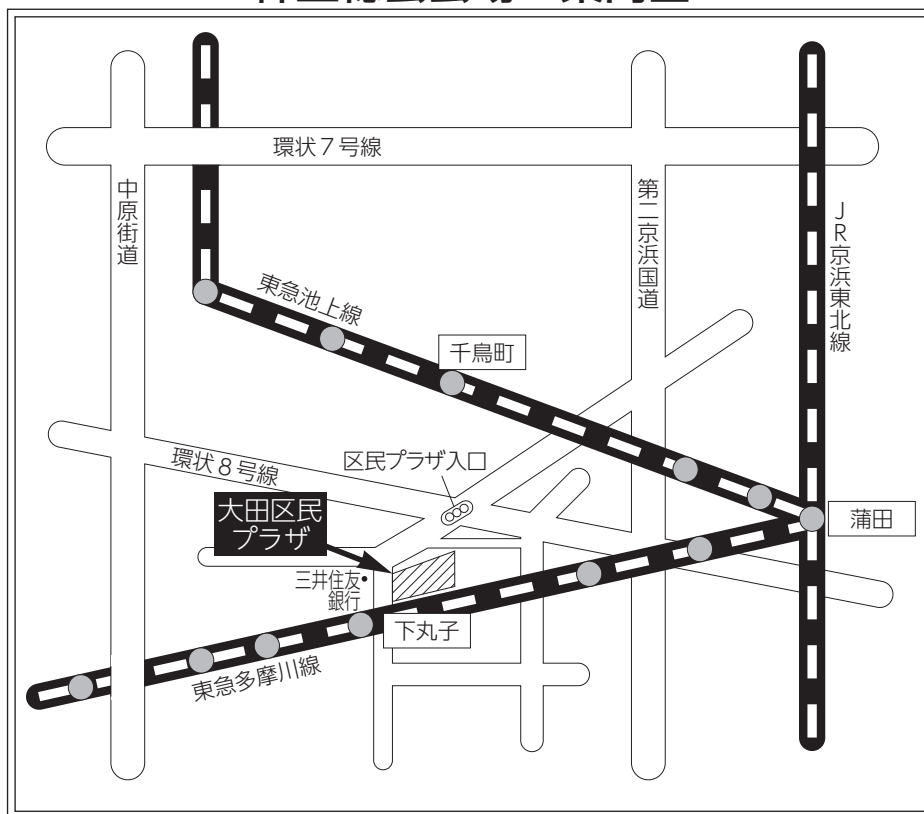
本制度においては、対象期間が終了し、以下に定める当社普通株式等の交付要件のすべてを満たした場合に、対象取締役に対して当社普通株式等を交付します。当社が当社普通株式を交付する際は、当社による株式発行または自己株式の処分により行われ、当社普通株式を交付する対象取締役および交付する株式数は、対象期間経過後の取締役会で決定します。

- ① 対象期間中に当社対象取締役として在任したこと
- ② 一定の非違行為がなかったこと
- ③ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要であると取締役会が定める要件

なお、対象取締役が対象期間中に退任した場合においては、退任時までの在任期間に応じて合理的に算定した当社普通株式等を交付します。

以上

株主総会会場ご案内図



会場：東京都大田区下丸子3-1-3

大田区民プラザ『大ホール』

電話 (03) 3750-1611

交通：東急多摩川線「下丸子駅」下車 駅前

東急池上線「千鳥町駅」下車 徒歩7分

※なお、駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承くださいますようお願い申し上げます。

定時株主総会終了後、当社の管理栄養士および登録販売者による骨密度測定・健康に関する相談会の開催を予定しております。お気軽にご参加ください。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。